



発行 新潟県

第 21 号

令和2年3月17日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

11 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境対策課)

告 示

- 265 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 266 地方卸売市場の認定(食品・流通課)
- 267 保安林の指定(治山課)
- 268 土地改良事業の工事完了届(農地建設課)
- 269 換地処分(農地整備課)
- 270 換地処分(農地整備課)
- 271 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 272 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 273 基本測量の実施通知(監理課)
- 274 公共測量の終了通知(監理課)
- 275 公共測量の終了通知(監理課)
- 276 道路の区域変更(道路管理課)
- 277 道路の供用開始(道路管理課)
- 278 都市計画の変更案の縦覧(都市政策課)
- 279 都市計画の図書の写しの縦覧(下水道課)
- 280 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)

公安委員会告示

29 検定合格者審査の実施(生活安全企画課)

雑 報

県営住宅等の管理の特例に係る公告(建築住宅課)



新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第11号

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則(平成17年新潟県規則第144号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(廃棄物処理計画等の届出等)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第16条第2項の規定による届出及び報告は、別記第3号様式により、特定アスベスト廃棄物の最終処分が終了した日(最終処分を他人に委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第4項若しくは第5項若しくは<u>第12条の5第6項</u>の規定により最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受け、又は同条第5項の規定により最終処分が終了した旨の通知を受けた日)から14日以内に行わなければならない。</p> <p>5 特定アスベスト廃棄物の処理が他人に委託された場合にあっては、前項の届出及び報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項から第5項まで若しくは<u>第12条の5第6項</u>の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写機により複写したもの又は同条第5項の規定による通知の内容を出力した書面</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p><b>第3号様式</b>(第7条関係)</p> <p>特定アスベスト廃棄物処理完了届(報告)(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項から第5項まで若しくは<u>第12条の5第6項</u>の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写機により複写したもの又は同条第5項の規定による通知の内容を出力した書面</p> <p>2 (略)</p> | <p>(廃棄物処理計画等の届出等)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第16条第2項の規定による届出及び報告は、別記第3号様式により、特定アスベスト廃棄物の最終処分が終了した日(最終処分を他人に委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第4項若しくは第5項若しくは<u>第12条の5第5項</u>の規定により最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受け、又は同条第4項の規定により最終処分が終了した旨の通知を受けた日)から14日以内に行わなければならない。</p> <p>5 特定アスベスト廃棄物の処理が他人に委託された場合にあっては、前項の届出及び報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項から第5項まで若しくは<u>第12条の5第5項</u>の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写機により複写したもの又は同条第4項の規定による通知の内容を出力した書面</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p><b>第3号様式</b>(第7条関係)</p> <p>特定アスベスト廃棄物処理完了届(報告)(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項から第5項まで若しくは<u>第12条の5第5項</u>の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写機により複写したもの又は同条第4項の規定による通知の内容を出力した書面</p> <p>2 (略)</p> |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第265号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

|            |   |                                |                   |            |
|------------|---|--------------------------------|-------------------|------------|
| 登録番号       | 15004   | 登録年月日                          | 平成14年8月20日        |            |
| 登録検査機関の名称  | 一般社団法人新潟県農産物検査協会  |                                |                   |            |
| 代表者氏名      | 代表理事長 今井 長司   |                                |                   |            |
| 主たる事務所の所在地 | 新潟県新潟市西区山田2310番地15  |                                |                   |            |
| 登録の区分      | 品位等検査   |                                |                   |            |
| 農産物の種類     | 国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば                               |                                |                   |            |
| 農産物検査を行う区域 | 農産物検査員  |                                |                   | 成分検査業務受委託先 |
|            | 氏名  | 住所                             | 農産物の種類            | 証明書番号      |
| 新潟県        | 時田 翔太   | 新潟県村上市中野204                    | もみ、玄米、大豆          | K152019005 |
|            | 松田 紘治   | 新潟県村上市杉原11-23                  | もみ、玄米、大豆          | K152019006 |
|            | 森 幸一  | 新潟県村上市梨木37-7                   | もみ、玄米             | K152019007 |
|            | 小林 元樹   | 新潟県阿賀野市緑町22-13                 | もみ、玄米             | K152019008 |
|            | 上野 直樹   | 新潟県新潟市西区寺地225-30               | もみ、玄米、大豆          | K152019009 |
|            | 丸山 勇輝   | 新潟県新潟市西区立込1055                 | もみ、玄米、大豆          | K152019010 |
|            | 大岩 達也   | 新潟県新潟市西蒲区原598                  | もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば | K152019011 |
|            | 小松 良平   | 新潟県新潟市西区ときめき東1-16-19ふぁみーる朝B202 | もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば | K152019012 |
|            | 猪俣 美和   | 新潟県三条市桜木町22-26                 | もみ、玄米、大豆、そば       | K152019013 |
|            | 本多 菜々   | 新潟県長岡市中興野30-7                  | もみ、玄米、大豆、そば       | K152019014 |
|            | 星野 智文   | 新潟県新発田市五十公野6919-1              | もみ、玄米、大豆、そば       | K152019015 |
|            | 鈴木 健史   | 新潟県阿賀野市外城町18-24レイクスカイ103       | もみ、玄米、大豆、そば       | K152019016 |
|            | 佐藤 陽一   | 新潟県胎内市野中179甲                   | もみ、玄米、大麦、大豆、そば    | K152019017 |
|            | 南波 崇徳   | 新潟県三島郡出雲崎町大字川西284-124          | もみ、玄米、大麦、大豆       | K152019018 |
|            | 八子 正樹   | 新潟県長岡市小島谷3351-1                | もみ、玄米、大麦、大豆       | K152019019 |
|            | 太田 翔  | 新潟県上越市頸城区大谷内1496               | もみ、玄米、大豆          | K152019020 |
|            | 弥久保 弘   | 新潟県三条市福園50-3                   | もみ、玄米             | K152019021 |
|            | 若月 駿弥   | 新潟県長岡市新保3-4-19                 | もみ、玄米             | K152019022 |
|            | 堀川 駿  | 新潟県長岡市榎田屋1-10-5                | もみ、玄米             | K152019023 |
|            | 諏訪部 友宏  | 新潟県小千谷市大字川井6165                | もみ、玄米             | K152019024 |
|            | 原 隼人  | 新潟県小千谷市高梨町499                  | もみ、玄米             | K152019025 |
|            | 伊藤 駿  | 新潟県十日町市川治1568                  | もみ、玄米             | K152019026 |
|            | 高橋 寛行   | 新潟県十日町市中屋敷61-6                 | もみ、玄米             | K152019027 |
|            | 宮崎 史也   | 新潟県柏崎市大字善根8963-1               | もみ、玄米、大豆          | K152019028 |
|            | 黒崎 清孝   | 新潟県柏崎市大字等島470-2                | もみ、玄米、大豆          | K152019029 |
|            | 金澤 洋文   | 新潟県上越市稲田3-1-3                  | もみ、玄米、大豆、そば       | K152019030 |
|            | 阿部 純一   | 新潟県妙高市大字十日市437の1               | もみ、玄米、大豆、そば       | K152019031 |
|            | 高橋 華奈   | 新潟県佐渡市浜田179-7                  | もみ、玄米、大豆          | K152019032 |
|            | 鶴間 武  | 新潟県佐渡市徳和507-2                  | もみ、玄米、大豆          | K152019033 |
|            | 山本 真輝   | 新潟県佐渡市泉637-6                   | もみ、玄米、大豆          | K152019034 |
|            | 古俣 直人   | 新潟県新潟市西蒲区和納2478-28             | もみ、玄米             | K152019035 |
|            | BAYARSAIKHAN<br>ZOLIARGAL<br>(バイアルサイハン<br>ゾルジャルガル)                | 新潟県新潟市中央区関屋大川前1-2-20-607       | もみ、玄米             | K152019036 |
|            | 中村 雄太   | 新潟県佐渡市面津湊101                   | もみ、玄米             | K152019037 |
|            | 森山 徹  | 新潟県小千谷市城内2-5-13                | もみ、玄米             | K152012084 |
|            | 金井 修  | 新潟県上越市吉川区大乘寺833-1              | もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば | K1513008   |
|            | 磯部 孝行   | 新潟県村上市上佐々木496-1                | もみ、玄米、大麦、小麦       | K1516137   |
|            | 鈴木 健志   | 新潟県燕市吉田西太田 1122                | もみ、玄米、大麦、小麦       | K1522030   |
|            | 池田 秀樹   | 新潟県上越市大字島田1426番地1              | もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば | K1525030   |
|            | 渡部 和弘   | 新潟県東蒲原郡阿賀町三方甲 320              | もみ、玄米、大豆          | K1526011   |
|            | 溝口 小百合  | 新潟県長岡市愛宕 3-9-23                | もみ、玄米、大麦、大豆、そば    | K1526020   |
|            | 今井 勇太郎  | 新潟県長岡市喜多町792                   | もみ、玄米、大麦、大豆       | K1528012   |
|            | 村山 将士   | 新潟県三条市月岡2-22-16                | もみ、玄米、大豆、そば       | K1529013   |
|            | 長谷川 貴宏  | 新潟県長岡市豊詰町196                   | もみ、玄米、大麦、大豆       | K1529016   |
|            | 大石 則昭   | 新潟県長岡市宮岡4-3-11                 | もみ、玄米、大麦、大豆       | K1529035   |
|            | 新飯田 匡史  | 新潟県長岡市川崎1丁目2495-3              | もみ、玄米、大麦、大豆       | K1530009   |
| 林 正樹       | 新潟県長岡市堤町1-7   | もみ、玄米、大麦、大豆                    | K1530010          |            |
| 田口 佳祐      | 新潟県佐渡市千種19-1 コーポ尾花崎102  | もみ、玄米、大豆                       | K1530033          |            |
| 柴坂 高志      | 新潟県佐渡市中原714-1 リバーサイド・インヅカ1-201                                    | もみ、玄米、大豆                       | K1530034          |            |
| 備考         | 略称『新潟県検査協会』令和2年3月17日 農産物検査員34名の新規登録、14名の検査を行う農産物の種類の追加。検査員合計734名。 |                                |                   |            |

◎新潟県告示第266号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 開設者の名称及び住所  
株式会社魚沼食品流通センター  
新潟県南魚沼市川窪1035番地
- 2 地方卸売市場の名称  
地方卸売市場株式会社魚沼食品流通センター小千谷市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目  
新潟県小千谷市大字桜町字天田5319番地2  
青果物及びその加工品、鮮魚・冷凍品・チルド品及びその加工品
- 4 認定年月日  
令和2年3月9日  
ただしこの認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第267号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林の所在場所  
新潟県佐渡市石名194、212の3、213の3、215、221、223の1から223の4まで、230、241から244まで、268、358、360、376、377の1、378の1、385の1、385の2、386、386の1、387の1、387の2、388
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和2年3月17日

新潟県長岡地域振興局長

| 事業主体の所在・名称      | 地区名 | 事業名                               | 完了年月日    |
|-----------------|-----|-----------------------------------|----------|
| 長岡市<br>小国町土地改良区 | 法坂  | 農業用排水施設整備（県単農業<br>農村整備「かんがい排水」）事業 | 令和2年1月8日 |

◎新潟県告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、魚沼市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業小平尾地区に係る換地処分をした。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、南魚沼市を地域とする県営区画整理（経

営体育成基盤整備「一般型」事業蕨神北部地区に係る換地処分をした。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

#### ◎新潟県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

| 地区名 | 事業名               | 市町村名 | 完了年月日    |
|-----|-------------------|------|----------|
| 七浦  | 農業用道路整備（一般農道整備）事業 | 佐渡市  | 令和2年3月2日 |

#### ◎新潟県告示第272号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

##### 1 調査を行った者の名称及び地域

| 調査を行った者の名称 | 成果の名称及び地域               |
|------------|-------------------------|
| 佐渡市        | 佐渡市の地籍図及び地籍簿<br>両津大川の一部 |
| 佐渡市        | 佐渡市の地籍図及び地籍簿<br>両津大川の一部 |

##### 2 認証年月日

令和2年3月10日

#### ◎新潟県告示第273号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報） 修正）  
基本測量（国土広域情報 修正）
- 作業期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 作業地域 新潟県全域

#### ◎新潟県告示第274号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 作業期間 令和元年8月5日から令和2年2月28日まで
- 作業地域 岩船郡関川村大字安角、新発田市島潟

#### ◎新潟県告示第275号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査 精密水準測量)
- 2 作業期間 令和元年8月14日から令和2年2月26日まで
- 3 作業地域 上越市全域

◎新潟県告示第276号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 459号
- 3 道路の区域

| 区 間                    | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|------------------------|------|--------------|-----------|
| 東蒲原郡阿賀町鹿瀬字松ヶ崎11878番1から | 新    | 7.6~22.2メートル | 565.9メートル |
| 同郡同町鹿瀬字滑滝11552番3まで     | 旧    | 5.5~22.2メートル | 566.3メートル |

◎新潟県告示第277号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 459号
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町鹿瀬字松ヶ崎11878番1から同郡同町鹿瀬字滑滝11552番3まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月17日

◎新潟県告示第278号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和2年3月17日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 南魚沼都市計画道路
  - (2) 名称
    - 3・5・5号 鰻島浦佐線
    - 3・4・6号 浦佐茗荷沢線
    - 3・4・12号 国道17号浦佐バイパス線
    - 3・4・19号 六日町本町線
    - 3・5・26号 余川小栗山線
    - 3・6・30号 竹俣泉田線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 3・5・5号 鰻島浦佐線
    - ア 追加する部分  
南魚沼市浦佐の一部
    - イ 削除する部分

南魚沼市浦佐の一部

(2) 3・4・6号 浦佐茗荷沢線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

南魚沼市浦佐の一部

(3) 3・4・12号 国道17号浦佐バイパス線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

南魚沼市浦佐の一部

(4) 3・4・19号 六日町本町線

ア 追加する部分

南魚沼市西泉田字沖、字不桂田の各一部

イ 削除する部分

なし

(5) 3・5・26号 余川小栗山線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

南魚沼市小栗山字北沖、字長表、字宮田の各一部

(6) 3・6・30号 竹俣泉田線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

南魚沼市竹俣字追出、六日町字道東、西泉田字沖、字不桂田、字干溝、字下島の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和2年3月17日

至 令和2年3月31日

(2) 場所

ア 南魚沼市六日町960番地 (〒949-6680)

新潟県南魚沼地域振興局地域整備部計画調整課

イ 南魚沼市六日町180番地1 (〒949-6696)

南魚沼市建設部都市計画課都市計画係

ウ 南魚沼市浦佐1188番地2 (〒949-7392)

大和市民センター

エ 南魚沼市塩沢1370番地1 (〒949-6492)

塩沢市民センター

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

南魚沼市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和2年3月31日(火)(必着のこと。)

◎新潟県告示第279号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 燕弥彦都市計画下水道  
名称 弥彦村特定環境保全公共下水道
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

---

**◎新潟県告示第280号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称  
上越市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 上越都市計画下水道事業  
(2) 名称 上越市公共下水道（上越処理区）
- 3 事業施行期間  
昭和54年12月21日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

公 告

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 コメリハード&グリーン紫雲寺店・ツルハドラッグ紫雲寺店  
所在地 新発田市稲荷岡字原付804番地 外  
設置者 株式会社コメリ 他1者
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
公告日 令和元年10月25日
- 3 意見の概要  
(1) 新発田市からの意見の概要  
意見なし  
(2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和2年3月17日から令和2年4月17日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を

---



次のとおり公表する。

令和2年3月17日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 長岡駅東トーアショッピングセンター

所在地 長岡市今朝白2丁目5番15号

設置者 株式会社東亜

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（小売業者の開店時刻及び閉店時刻）に関する届出

公告日 令和元年10月25日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年3月17日から令和2年4月17日まで

## 公安委員会告示

### ◎新潟県公安委員会告示第29号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和2年3月17日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

1 区分、実施日時及び定員

| 区分          | 実施期日         | 実施時間              | 定員   |
|-------------|--------------|-------------------|------|
| 空港保安警備業務2級  | 令和2年4月24日（金） | 午前10時から<br>午後5時まで | 各30人 |
| 施設警備業務2級    |              |                   |      |
| 交通誘導警備業務2級  |              |                   |      |
| 貴重品運搬警備業務2級 |              |                   |      |

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取室

3 対象者

(1) 空港保安警備業務2級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級又は2級に合格した者

(2) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備業務1級又は2級に合格した者

## 4 判定

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

## 5 申請手続

## (1) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

## ア 申込期間

令和2年4月2日(木)及び令和2年4月3日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話  
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

## ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

## (2) 審査申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により審査申請書を提出すること。

## ア 提出期間

令和2年4月15日(水)及び令和2年4月16日(木)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

## ウ 提出書類

審査申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(ア) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(イ) 旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「旧合格証」という。)の写し1通

(ウ) 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、新潟県内に住所地を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)又は新潟県内の営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

## エ 提出方法

申請者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

## 6 審査手数料

## (1) 金額

4,700円

## (2) 納付方法

新潟県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、納付した審査手数料は、還付しない。

## 7 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

## 8 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター  
電話番号 025-285-0110(代表)

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月17日

新潟県住宅供給公社理事長 池田紀夫

- 1 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称  
新潟県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称  
新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）に規定する新潟市に所在する県営住宅及び共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容  
法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで